

## 第2号

1995年3月31日

発行者：中国帰国者定着促進センター

教務課講師会

〒359 埼玉県所沢市並木6丁目4番2号

TEL : 0429-93-1660

FAX : 0429-95-5319

阪神大震災の被災者の方々に心からお見舞申し上げます。阪神地区の帰国者家族、その支援に関わる方々はどうされているのだろう、新聞等による報道、修了生からの便り、ネットワークを通しての情報を手がかりに、まずは把握できた状況をお知らせしたい（5ページ参照）、そして現地からの新たな情報、および支援の要請があればぜひ『同声・同気』を通してお伝えしたいということで、急ぎよ第2号を発行することになりました。

### 「第二次帰国ラッシュの到来」

孤児等中国残留邦人の帰国・受け入れの歴史は、今また大きな転換期〈第二の帰国ラッシュ〉をむかえようとしています。本紙4ページに一次・二次センター計8カ所の増設が紹介されていますが、これは、まだ中国に残っている孤児に加え、残留婦人とその同伴家族の大量帰国を想定したものです。昭和61年に始まった前回の大量帰国が未判明孤児を中心とするもので、全体的には都市集中型の定着だったのに対し、この度のラッシュは、帰国婦人を中心に、定着地の「分散」傾向が強まることが予想されています。センターが増設されたとしても、それ以上に全国的な定着が行われこととなるでしょう。その時、帰国者家族を初めて受け入れる地域が、またゼロからノウハウを積み上げていくというような非効率的な事態は避けなければなりません。そのためには、すでに蓄積のある自治体や組織とのネットワークが必要となります。『同声・同気』もそれに何らかの貢

献ができたらと考えています。ニュースレターを通して、各分野での指導や支援のノウハウ、支援ネットワーク自体についての情報、また支援システム作りのためのノウハウ等をどんどん伝えていきたい、また今後はそうした具体的情報に加えて、「自立支援はどうあるべきか」という根本的問題についての議論も交わしていきたい、そして帰国者支援に関わる者の間で得られたコンセンサスを日本社会全体に投げ掛けていきたいと、私たちは考えています。



### 目次

「第二次帰国ラッシュの到来」	1
こんなところ・あんなところ・どんなところ？	
*近畿地方 その①大阪府	2
行政・施策	4
*平成7年度予算の概要	
*中国帰国孤児子女教育関連事業	
*国民年金法の改正	

報告	5
*阪神大震災帰国者の被災状況調査	
研修会	6
*横浜市立港中学校研究報告会	
*大学入試センター小野研究室研究会	
*全国夜間中学校研究大会	
*厚生省適応促進対策研修会	
*文化庁日本語教育大会	
伝言板	8

# こんなところ・あんなところ・どんなところ?

## 近畿地方 その①—大阪府—

### I. 中国帰国者のための学習機関

大阪府には、国または自治体による学習機関が二つあります。いずれも社会福祉法人・大阪府社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

厚生省が委託しているのは「大阪中国帰国者定着促進センター」で、日本語指導部と生活指導部に分かれています。宿舎は生活指導部にあり、帰国者のみなさんは4ヶ月の研修期間中、三食を自炊しながら住之江区安立から日本語指導部のある淀川区十三元今里まで1時間くらいかけて通学しています。日本語指導は、週5日、一日6時間で、生活指導は、平日の夜や土曜日の9:00から12:00に行われています。

もう一つの学習機関は府が委託する「大阪府中国帰国者自立研修センター」で、定着促進センターを退所した世帯が8ヶ月間それぞれの自宅から通うことになっています。日本語指導は週5日、一日3時間で、府内の3教室に分かれて行われています。相談室も開設されていて、定着後の生活や就労についての相談にのっています。

#### ★(社会福祉法人) 大阪社会福祉協議会

〒542 大阪市中央区中寺1丁目1番54号  
TEL 06-762-9471

#### ★大阪中国帰国者定着促進センター

・日本語指導部  
〒532 大阪市淀川区十三元今里3丁目1番72号  
TEL 06-309-1652~3  
・生活指導部  
〒559 大阪市住之江区安立4丁目14番30号  
TEL 06-672-3350

#### ★大阪府中国帰国者自立研修センター

☆日本語教室  
・愚公時習社教室  
〒543 大阪市天王寺区味原町13-8  
カネイチ第五ビル  
TEL 06-764-5075  
・大阪YWCA教室  
〒530 大阪市北区神山町11-12  
TEL 06-361-0838  
・大阪中国帰国者センター教室  
上記日本語指導部に同じ  
☆相談室  
上記生活指導部に同じ

### II. その他の府単事業

① ボランティア団体が運営する日本語教室への助成制度があり、現在府内3カ所の教室に補助をしています。

② 大阪府では、孤児および婦人本人世帯に対してだけでなく、二世世帯に対しても自立指導員および自立支援通訳を派遣しています。

### III. 学校教育援護の状況

#### ① 帰国孤児子女教育協力者派遣事業

現在9市で行っています。年間40回までとして、中国語のできる協力者が各校を回って、直接子供たちの相談にのったり、担任の相談にのったりしているということですが、これだけでは十分でない場合もあり、市も分担援助する形で回数を多くすることもあるそうです。

#### ② 高校入試特別措置について

- ・中国語の辞書の持ち込み可
- ・試験時間の延長(1.3倍にする)
- ・小学校で学習する漢字以外の漢字にルビを振る。

以上三つの措置がおこなわれています。日本に来てから小学校4年生以上に編入した生徒が対象で、中学校在籍者は学校経由で、来日間もない場合等は直接府の教育委員会に申請書を提出します。

#### ③ 中国帰国孤児子女研究協力校(平成7年度)

- ・小学校7校・中学校5校・高校1校

#### ④ 帰国した子どもの教育センター校(大阪市の場合)

- 市内の小中学校各4校にセンター校が設置されています。次のことを行っています。
- ・帰国・来日等の子ども、および保護者の教育相談を受ける。
  - ・子どもの受入校の教職員の相談を受け、助言を行う。
  - ・子どもの初期対応や学習・生活習慣等の適応に関する在籍校からの要請に応じて訪問指導する。
  - ・生活適応やことばの指導が必要な子どもを通級させ指導する。

\*就学および指導、センター校への入級等に関する相談は、市教育委員会指導部(TEL 06-208-9192)で受け付けています。

\*子どもや保護者、学級担任の学校生活や学習指導等に関する電話相談には、各センター校担当者が隨時対応しています。

### IV. その他の学習の場

大阪府にはさまざまな中国帰国者向け、または中

国帰国者も受け入れている学習の場が数多くあると思います。以下に私たちが知り得た情報をご紹介します。

なおこれ以外にも情報があれば是非お寄せ下さい。

①夜間中学校や日本語読み書き教室に関する情報提供機関

★国際識字年推進大阪連絡会 事務局

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12

部落開放センター内

(財) 大阪府同和事業促進協議会

TEL 06-567-2983 (担当 下野)

★近畿夜間中学校連絡協議会 事務局

〒543 大阪市天王寺区北河堀町6-20

天王寺夜間中学校

TEL 06-771-2757 (担当 久保)

この2つの事務局では相談者のニーズに合った学習の場を紹介してくれます。

②国際交流団体が運営する日本語教室に関する情報提供機関

★関西国際交流団体協議会

〒543 大阪市天王寺区上本町8-2-6

大阪国際交流センター2階

TEL 06-773-0256

相談受付時間 月曜～金曜 午前9:30～午後6:00

この協議会は京阪神地区の国際交流団体間の連携を深める目的で10年前に設立され、現在136の団体が加盟しています。協議会は3年に1回関西の国際交流団体の概要を紹介した「インターピープル・ダイレクトリー」を発行していますが、94年版（日本語で646団体を紹介、B5版705ページ、定価5000円）には日本語教室のリストも掲載されています。協議会ではリストに基づく情報提供もしていて、電話での問い合わせにも応じています。

★(財) 大阪府国際交流財団

〒537 大阪市東成区中1-10-26

サクラ森ノ宮ビル10階

TEL 06-973-7500

利用時間 月曜～金曜 午前9:00～午後5:45

この団体では、国際交流に関する図書、資料、ビデオ等が利用できる「国際交流プラザ・オフィックス」を開設しています。ここでは関西国際交流団体協議会発行の「インターピープル・ダイレクトリー」

の閲覧もできますし、また、それをもとに相談することもできます。電話による問い合わせにも応じています。當時ではありませんが中国語のできるスタッフもいるので中国語による相談も可能です。

★(財) 大阪国際交流センター

このセンター 자체も日本語サロンを開いていますが、他の団体についての情報提供もしています。相談窓口は日本語による「インフォメーション・センター」と外国語（中国語等7ヶ国語）による相談窓口「インフォメーション・プラザ」の2つがあります。どちらも電話での問い合わせに応じていますが、「インフォメーション・プラザ」のほうでは通訳もまして3人で話せるトリオ・フォンの利用もできます。

〒543 大阪市天王寺区上本町 8-2-6

TEL 06-773-8989

・インフォメーション・センター（日本語）

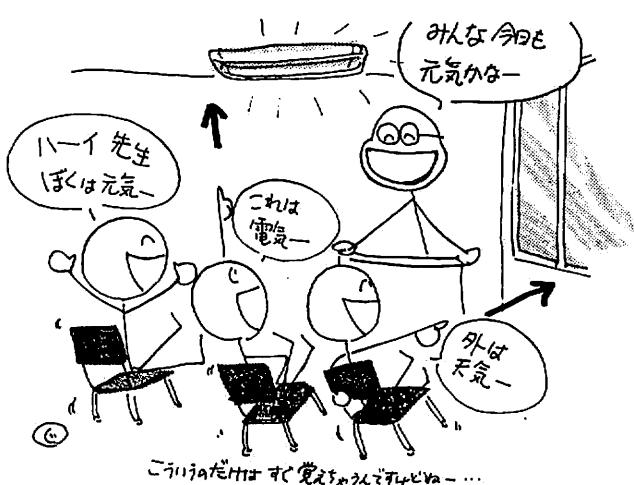
年中無休 午前9:00～午後9:00

TEL 06-773-8989

・インフォメーション・プラザ（中国語）

月曜～金曜 午前9:00～午後5:00

TEL 06-773-6533



## 行政・施策

### 平成7年度中国残留邦人等援護対策予算の概要

#### 1. 一時帰国者援護の充実

##### (1) 每年一時帰国の実現

・帰国後概ね5年（70歳以上の者は帰国後概ね3年）

##### (2) 集団一時帰国受入事業の委託

・中国及びサハリン等からの集団一時帰国受入事業を民間団体に委託

【平成6年度予算額】

19億8千8百万円

【平成7年度予算額】

29億5千6百万円

1億1千万円

3億5百万円

236世帯—281人

→ 533世帯—688人

年1回

#### 2. 永住帰国者援護の充実

18億3千5百万円

→ 25億9千7百万円

417世帯—1,318人 → 492世帯—1,642人

##### (1) 高齢帰国者の範囲の拡大

・同伴の子供世帯についても援護を行う高齢帰国者の範囲を拡大

65歳以上

→ 60歳以上

##### (2) 帰国受入体制の充実

・中国帰国者定着促進センターの拡大

3センター

→ 4千6百万円

・中国帰国者自立研修センターの拡大

15センター

→ 6センター

・就籍援助

→ 20センター

身元未判明孤児の就籍手続きの援助

#### 3 中国残留邦人問題の普及啓発

0

→ 1千万円

#### 4 肉親調査の継続

4千3百万円

→ 4千4百万円

26人

→ 26人

上記の予算案の概要に関して、いくつかの質問を提出し、厚生省から以下のような回答を得ました。

質問1. すでに永住帰国を希望している人は永住帰国前の一時帰国はできないのですか。

回答1. 「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参り等の目的で本邦に帰国することをいう。また、「永住帰国」とは本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。

したがって永住帰国の希望の有無にかかわらず一時帰国することができる。ただし、永住帰国の手続きが既に進行中で間もなく帰国することになっている者等については、一時帰国の対象から除外している。

なお、一時帰国した者がスムーズに永住帰国するためには、そのまま本邦に留まることなく、いったん中国に戻って再度永住帰国の手続きを行うことが望ましい。

質問2. 年1回の一時帰国の滞在期間はどのくらいですか。

回答2. 一時帰国した者の本邦滞在期間は、身元引受を行う者が（財）中国残留孤児援護基金の場合は、おおむね2週間となっており、「中国残留婦人の帰国を実現する市民の会」等の民間ボランティア団体の場合もほぼ同様である。

なお、在日親族等が身元引受を行う場合は、出入国管理法令に基づく在留資格「短

期滞在」の在留期間（90日又は15日）の範囲内で、一時帰国者と当該在日親族等の意向が一致する期間としている。

質問3. 集団受入事業を委託する民間団体とは援護基金のことですか。

回答3. 中国残留邦人に係わる集団一時帰国受入事業の委託先は、「(財) 中国残留孤児援護基金」である。

なお、同基金が他の団体に再委託するという方法も考えられる。

以上をみてもわかるように、政府の援護対策は政策的に大きく前進したといえるのではないですか。

### 中国帰国孤児子女教育関連事業

文部省教育助成局海外子女教育課によると、平成7年度（6.7年度、7.8年度）指定の帰国子女教育（中国帰国孤児子女関係）研究協力校として、小中高の合計58校が決まりました。これは、昨年に比べると5校の増となっています。

また、平成7年度中国帰国孤児子女教育指導協力者派遣事業は7地域増となり、昨年の26地域から33地域になりました。これは、中国語のわかる人を各派遣地域で委嘱し、子女の教育相談や悩みを聞いたり、オリエンテーションなどで、先生との間で通訳業務を行ってもらうなどのためのものです。

### 国民年金法等の一部改正による特例措置の概要

法律上は、平成6年10月に施行された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下“支援法”と呼ぶ）に特例措置の条文が追加されました。

なお、この特例措置は平成8年4月1日から施行されます。

#### 1. 特例措置の対象者

支援法で定義される「中国残留邦人等」に該当する人のうち、永住帰国した残留孤児・残留婦人が対象ですが、永住帰国の目的で帰国しても1年内に中国に戻ってしまうような場合には日本で老後生活を送るとは考えにくいので、1年以上日本国内に居住した場合を対象者としています。

#### 2. 内容

具体的には政令で定められますが、概略は以下の見込みです。

① 中国居住期間のうち、20歳以上60歳未満の期間で、国民年金制度が発足した昭和36年以降の期間を保険料免除期間としますが、昭和57年前で日本国籍を有しない期間は保険料は免除されません。つまり、昭和57年前は日本国籍の有無によって保険料が免除されるかどうかが決まる訳ですが、昭和57年以降について日本国籍の有無は問われないことになります。

また、年金額は保険料を納付した期間に比例して算定されますが、保険料免除期間の年金額は一般的3分の1として計算されます。

② ①の期間については保険料の追納を認め、追納されれば完全に年金額に反映されて、一般の年金受給者と同等に扱われます。

### ■ 阪神大震災帰国者の被災状況報告 ■

阪神大震災で被災した神戸市在住の中国残留孤児と家族計約七百六十人の一割近くが、大震災の再来を恐れて中国に戻ったか近く戻る予定であることが、残留孤児を支援する民間ボランティア団体などの30日までの調査で分かった。

さらに「建物の中は倒壊が怖い」と避難所を出て、空き地でテント生活を始める孤児らも増えている。

—以下省略—

95/1/30

共同通信配信

震災以来、阪神間に住む帰国者の被災状況は大変気になるところでしたが、1月30日に掲載されたこの記事を見て、私たちは県や地域の自立指導員等帰国者にかかわっている方々に電話で様子をお尋ねしました。そこで得られた情報を以下にご報告致します。

#### I. 兵庫県福祉部援護福祉課（2月21日現在）

県が把握しているのは、帰国後3年未満の自立指導員等が派遣されている62世帯（本人世帯28、呼び寄せ世帯34）で、帰国後3年以上の帰国者本人世帯については現在調査中であるとのことです。

##### 〈被災状況〉

- ・ 62世帯のうち家屋が半壊したのは4世帯で、それ以外は自宅で居住可能である。家屋半壊の4世帯のうち3世帯は仮設住宅への入居が決定しており、残り1世帯も仮設住宅申込み中で、現在は親族と同居中である。
- ・ 中には一次的に中国に帰国した人もいたが、戻りつつある。

- ・県に定着した帰国者の多くは、垂水、明石、伊丹、宝塚等比較的被害の少なかった地域に在住している。
- ・帰国者の職業関係（失業等）については現在県で調査中である。

## II. 兵庫県中国帰国者自立研修センター

藤岡所長（2月20日）

- ・今までの退所者は1500人くらいいるが、死者もなく、住居等の大きな被害もない。すでに自立した人から義援金も送られてきている。
- ・帰国者の住居等の修復は一般日本人の場合と同様、県や市の援助がある。
- ・毎週土曜日は以前から相談コーナーが開設されていて、帰国孤児及び関係者の相談にのっていた。今回も様々な震災関連の相談にも応じている。
- ・現在、日本語教室は他の場所を借りて今まで通り行っているが、交通事情等で16から20人くらいが常時来ている状況である。

## III. 自立指導員（2月20日、21日）

Aさん

- ・担当している地域では食器やガラス類等の破損はあったものの、住宅建物には大した被害もなく居住可能な状態だったが、余震を恐れて2月始め頃まで避難生活を送った。避難所では一応生活に必要なものは揃っており、給食もあった。2月5日前後には皆自宅に戻り、2月20日から日本語の勉強も元どおりに再開されている。

Bさん

- ・自分の知り得る範囲には大きな被害は無かった。
- ・テントで帰国者が生活した訳は、一般の日本人以上に集団生活に馴染めず、自らのプライバシーを守ろうとしたことによるのではないかと思う。
- ・具体的な生活上の問題としては、1月末に生活保護が打ち切られる予定だった世帯が、一般日本人でさえ職探しの大変な時なので、3月末まで生活保護が延長されることになったという例がある。

## 研修会情報

### I. 横浜市立港中学校 研究報告会

- ・平成7年1月31日

創刊号2ページでお知らせしたとおり、神奈川県の中国帰国子女研究協力校である横浜市立港中学校で、「中国帰国孤児・外国人生徒教育研究報告会」が開催されました。当日は200名くらいの参加者だったそうです。この報告会の内容をまとめた報告書

### IV. 神戸中国帰国者日本語教育ボランティア協会

牧野事務局長（2月22日）

- ・1月17、18日頃には垂水、明石地区の250名程度の帰国者が垂水区の神稲台小学校に避難したが、1月20日には200名ほどになった。
- ・帰国者の住宅は、ほとんどが県営住宅であり、建物の損壊もあまりなく居住可能であったが、ガス・水道不通などのため、100名ほどの帰国者は2月中旬まで災害救助の適用を受け、避難所で暮らしている。
- ・当初50名程いたテント生活者も22日現在は1世帯3人になっている模様である。
- ・県営住宅建て替えのため、もとの住居に戻れない3世帯も仮設住宅や代替住宅が近く決まる予定。
- ・中国に一時帰国した40～50人もその一部は既に戻っているし、3月中、下旬までには全員が戻るだろう。新聞では帰国の理由は1976年の中国唐山地震の体験の恐怖からと報道されたが、この他の理由としては春節の時期でもあることと、民航が支援の一環として割引運賃を設定したので、この際親族訪問もかねて一時避難したものと思う。
- ・自立した帰国者で職を失った人の多くはパート労働者であるため問題が顕在化してくるのはこれからだと思う。

### V. (財) 中国残留孤児援護基金

- ・来日3年未満の婦人、孤児世帯のうち、被災した26世帯に対し、被災状況の調査を実施し、3月10日現在、21世帯が回答している。
- ・被災の内容は、ガラスで手を怪我した人が1人、持病の心臓病が悪化した人が1人、住居の半壊が1件で、家具や食器類の破損が最も多く、次に、家の壁や床、階段などに損傷をうけたり、水やガスが出ない等が多い。
- （なお、当基金からは、被災した来日3年未満の婦人、孤児の26世帯に、各5万円の見舞金がおくられた。）

と資料があります。報告書は港中学校の受け入れ指導体制の説明や、各教科の実践記録、生徒の実態およびそれについての資料等から成り立っており、示唆に富む内容になっています。報告書入手希望の場合は直接港中学校（担当 村田先生）へ申し込んでください。

〒231 横浜市中区山下町241番地  
TEL 045-681-3618

## II. 大学入試センター小野研究室 研究会 「複数の言語環境を持つ学生の高等教育に関する研究会」

・平成7年3月3日、4日

帰国子女・外国人子女の中には母語ばかりか、どの言語の習得も不完全なセミリンガルと呼ばれる児童生徒がいることが知られています。このような生徒が高等教育を受けようとする際には、学習上のいろいろな困難が伴うことがあります。例えば日本語教育の授業場面で、日本語では理解できないような複雑な言い回しや抽象概念を、本人の母語で説明しても、今度はその母語の内容が理解できない場合が多いということがあります。この研究会は、彼らの言語力の評価法や指導法の確立のために問題点を明らかにすること、さらにその解決法について考えることを目的として開かれました。

## III. 第40回 全国夜間中学校研究大会

・平成6年12月7日、8日

- ・主催：全国夜間中学校研究会・関東地区大会実行委員会
- ・主題：「夜間中学校の実態から教育の在り方を問い合わせし、義務教育未修了者の学ぶ権利を保障しよう」

この大会は、東京都大田区民プラザで開催されました。全体会の後5つの分科会に分かれ、更に学校見学、授業参観も行われました。ここでは、「引き揚げ帰国者・定住外国人教育」分科会について取材したものをお伝えします。

分科会テーマ：

- ・定着自立を保障するための条件をどう整えるか
- ・増加する新渡日者をどのように捉え、取り組みを進めていくか
- ・日本語指導をどのような視点でどう実践していくか

この3つのテーマのもとに報告があり、それに続いて質疑応答、意見交換が行われましたが、そのうちの2つについて報告します。

「日本語学級のない学校における日本語指導」では、日本語学級が設置されていないにもかかわらず、日本語の指導を求めて訪れる中国帰国者が多く、帰国者を受け入れるためにいかに準備し、現在実践しているか、また、日本語の学習を求めて夜間中学校に来る帰国者を、義務教育の対象者としてはふさわしくないとして排除しようとする傾向が見られるの

は問題であり、改めて夜間中学の社会的役割を考える必要があるとの提案がありました。

「外国語教育としての日本語教育」では、従来からいるベトナム人、中国帰国者、韓国人、朝鮮人に加えて、近年、タイ、フィリピン、マレーシア、台湾からのニューカマー（新渡日者）が急増している現状と、出身国、日本語力ともに多様化する学習者に対してどのような日本語教育をしているか、どんな問題をかかえているかについての報告がなされました。（取材：山田）

## IV. 平成6年度 厚生省「適応促進対策研修会」

・平成7年3月9日、10日

今年度の研修会は埼玉県所沢市で開かれました。参加者は、一次センター5か所（含む分室）二次センター15か所の日本語講師、就労相談員、生活相談員等39名、また、新設予定の二次センター設置道県職員および関係者12名の合計51名。初日は、所沢のエクセルホールにて、帰国者の精神保健面での対応についての中川泰彬先生（精神医学）の講義、厚生省による行政説明、そして参加者によるグループ別意見交換会、二日目は、会場を中国帰国者定着促進センター（所沢センター）に移して、所沢センターの大人・青年・中学生・小学生コースの授業見学、所沢センターの現状と指導の概要説明、前日の意見交換のまとめの発表と質疑応答が行われました。

ここではこの発表会でのまとめから、グループごとの主な議題について簡単に紹介します。まず、「一次センターにおける指導上の問題」については、主に二世世代の学習意欲・積極性が最近希薄になっているという傾向をめぐって、来日の姿勢の問題、来日までの日本語学習・日本社会についての事前の状況把握の必要性、孤児世代から二世世代へと指導の重点を移行する必要性、また特に来日時高校中退もしくは中学を卒業したばかりの二世の進路進学について、そして制度的な課題としての指導体制自体の整備について。次に「就労」についてのグループでは、就労斡旋の困難な現状と新しい職場開拓の必要性、無断で退職・転職する帰国者に対する指導、また就労への姿勢の背景となる生活保護についての理解の促進と徹底について。また、「日本語習得」についてはレベル別クラス編成の必要性はもちろん、それが不可能な場合のクラス内格差への対処方法（クラス運営上の工夫、個別指導の導入、受講システムの工夫等）、媒介語としての中国語を用いる教授法の是非、各センターにおける自主作成教材について

の情報交換、動機付けや意欲を引き出すための工夫、地域との交流を通して生きた日本語の学習の可能性について。

最後に、「生活指導等：就学」の分野では、高校中退者の問題、自立計画とその実現の可能性、生活保護・年金・自立についての特に二世世代の制度理解について、各県の受け入れ体制の違い、周囲の日本人に対する帰国者問題理解の促進、各種学校帰国者受け入れ枠設置の必要性等について、意見がまとめられました。(所沢センター 佐藤)

#### 「文化庁日本語教育大会（仮称）」の開催について

未だ準備段階ではありますが、現在のところ文化庁国語課で計画中の「文化庁日本語教育大会（仮称）」について紹介します。

まず、募集についてですが、対象者は、国語課が毎年年末に実施している「国内の日本語教育実態調査」(調査票をお送りして、それに日本語教師数、学習者数などを記入して御返送いただく調査)に御協力いただいた日本語教育機関・団体(地方行政機関、ボランティア団体等の日本語教室も含む)の所属者に限定されています。ただし、「これから日本語教育を考える」シンポジウムに関しては、制限がありませんので、どなたでも御応募いただけます。また、参加費は無料です(交通費、宿泊費等は実費)。募集開始は、6月ごろを予定しています。その際、各対象機関・団体に「募集要項」をお送りしますので、御応募ください。

なお、冒頭で申し上げたとおり、準備段階の計画ですので、今後、名称、日程等が変更になる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、今回日本語教育を実施しているにもかかわらず、調査票が届かなかった機関・団体がありましたら、次回の調査時に調査票をお送りしますので、文化庁国語課まで御連絡ください。(宛先：〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁国語課日本語教育係)

次に「文化庁日本語教育大会（仮称）」の概要を示します。

★「これから日本語教育を考える」シンポジウム  
日程：7月31日(月)、場所：虎ノ門ホール(東京)

基調講演：日本語教育の新たな展開に向けて

パネルディスカッション：在日外国人と言葉

★日本語教育研究協議会〔東京会場〕

日程：8月1日(火)、場所：国立教育会館

午前：事業説明等、午後：テーマごと分科会に分かれて協議(中国帰国者関係の分科会あり)

★地域日本語教育セミナー

日程：8月2日(水)、場所：国立教育会館

目的：地域日本語教育事業の紹介及び各指定地域

(太田市、川崎市等)ごとの協議

★科研費研究発表会

日程：8月2日(水)、場所：国立教育会館

午前：科研費研究の説明等、午後：研究発表会(科研費：文部省科学研究費補助金の略称)

★日本語教育研究協議会〔大阪会場〕

日程：8月25日(金)、場所：大阪外国语大学

(内容は、東京会場に準ずる)

(文化庁国語課 田島弘司)

#### 伝言板

☆「同声・同気」の日本語読みについて

\*「声」は中国語では「sheng」なので、ルビは「しょん」にしたほうがいいのではないか。(栃木県・男性)

\*中国語の発音は当然考慮すべきで私たちも考えましたが、「しょん」よりも「しゃん」のほうが日本語の音としては耳慣れていて、(例えば“鈴の音がしゃんしゃん響く”とか“姿勢をしゃんとする”とか“しゃんしゃん手をたたく”とか)、私たちの耳に快い(つまり“好听”)という私たちの語感に頼った結果「しゃん」とルビをつけました。

☆大阪中国帰国者センターでは、阪神大震災被災帰国者への義援金受付窓口を設けました。

郵便振替口座：大阪6-8839

社団法人 大阪中国帰国者センター

☆私たちの活動に役に立つ本や資料を交換したいと思います。是非センターまで情報を寄せください。

☆今回第2号では、紙面の都合上教材・資料の紹介を見送らせていただきました。第3号で小・中学生や高校生を対象とした教材を紹介するつもりです。どうぞご了承ください。

☆共同通信社の「同声・同気」紹介記事を、各地の新聞(東奥日報、京都新聞、埼玉新聞、中国新聞、山梨日々新聞、信濃毎日、沖縄タイムスなど)が取り上げてくださったため、全国から問い合わせや送付依頼を多数いただきました。

☆今回は……編集後記……アッ、場所がない!!